

JIS Q 9001:2015 への移行に係る JIS 認証取得事業者の対応について

平成 29 年 12 月 13 日
一般財団法人 日本塗料検査協会

ご存じのとおり、JIS Q 9001 (ISO 9001) が 2015 年に改正され、3 年間の移行措置期間が残り 1 年を切りました。

JIS マーク表示認証を「日本工業規格への適合性の認証に係る省令」第 2 条第 2 項（品質管理体制の審査の基準 B）で取得されている事業者様は、期間内に下記対応をお願い致します。

移行措置期間	JIS 認証取得事業者の対応
～2018 年（平成 30 年）11 月 19 日	左記期間中に下記① 又は ②への対応が必要です。 （いずれの場合も、期間内の変更届提出が必須） ① 基準 B を継続（JIS Q 9001:2015 への移行） 又は ② 基準 B から基準 A に変更

なお、上記対応②の場合、臨時の審査を行いますのでご注意ください。

お問い合わせ先

一般財団法人 日本塗料検査協会

管理部

（東支部）TEL：0466-27-1121／FAX：0466-23-1921

（西支部）TEL：072-866-0600／FAX：072-866-0611

E-mail：kanribu@jpia.or.jp